

## 預金に関する重要事項のお知らせ

金融商品販売法では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務づけています。

信用金庫の預金に関する「重要事項」は以下のとおりです。信用金庫に預金される際には、預金規定、各説明書のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 1. 国内円預金について

- 預金保険制度の対象となる預金です。
- 預金保険による保護の範囲は次のとおりです。

商品分類 \ 期間	平成17年3月末まで	平成17年4月以降
当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金	全額保護	利息がつかない等の条件を満たす預金(注1)は全額保護
利息のつく普通預金	全額保護	定額保護(下記参照)
定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備預金	定額保護 〔合算して元本1,000万円までとその利息(注2)を保護 元本1,000万円を超える部分とその利息については、 概算払い率に応じて払い戻されることとなります。 (金額が一部カットされることがあります。)]	

(注1) 次の①～③の条件を満たすもので「決済用預金」といいます。

- |  |
|--|
| ①無利息 (預金規定で利息がつかないことを定めてあるもの)<br>②要求払い (預金者がいつでも払戻しをうけることができるもの)<br>③決済サービスを提供できること (公共料金口座引落などのように決済ができるもの) |
|--|

(注2) 「利息」には定期積金の給付補てん金を含みます。

### 2. 外貨預金について

- 預金保険制度の対象とならない預金です。
- 元本とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。
- 外貨預金(先物予約なし)を満期時等に元本やその利息を円貨で受け取られる場合は、為替相場の変動により、場合によっては為替差損が生じるリスク(為替変動リスク)があります。

### 3. 預金以外の金融商品について

- 債券、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっており、信用金庫により取扱いも異なりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

— なお、詳しくは窓口におたずねください —